

工賃の資金移動業者の口座への支払い (いわゆるデジタル払い) 等について

賃金の「通貨払の原則」について①（参考条文・労働基準法）

労働基準法（昭和22年法律第49号）

（賃金の支払）

第24条 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

② 略

賃金の「通貨払の原則」について②（参考条文・労働基準法施行規則）

労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）令和5年4月1日施行後

第7条の2 使用者は、労働者の同意を得た場合には、賃金の支払について次の方法によることができる。ただし、第三号に掲げる方法による場合には、当該労働者が第一号又は第二号に掲げる方法による賃金の支払を選択することができるようにするとともに、当該労働者に対し、第三号イからへまでに掲げる要件に関する事項について説明した上で、当該労働者の同意を得なければならない。

一 当該労働者が指定する銀行その他の金融機関に対する当該労働者の預金又は貯金への振込み

二 当該労働者が指定する金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「金商法」という。）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（金商法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限り、金商法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）をいう。以下この号において同じ。）に対する当該労働者の預り金（次の要件を満たすものに限る。）への払込み

イ～ハ 略

三 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号。以下「資金決済法」という。）第三十六条の二第二項に規定する第二種資金移動業（以下単に「第二種資金移動業」という。）を営む資金決済法第二条第三項に規定する資金移動業者であつて、次に掲げる要件を満たすものとして厚生労働大臣の指定を受けた者（以下「指定資金移動業者」という。）のうち当該労働者が指定するものの第二種資金移動業に係る口座への資金移動

イ～チ 略

2・3 略

第7条の3～第7条の8 略（指定資金移動業者の指定等の規定）

工賃の「通貨払の原則」について（参考条文・家内労働法）

家内労働法（昭和45年法律第60号）

（工賃の支払）

第6条 工賃は、厚生労働省令で定める場合を除き、家内労働者に、通貨でその全額を支払わなければならない。

2 略

家内労働法施行規則（昭和45年労働省令第23号）

（工賃の支払）

第3条 工賃の支払は、委託者が家内労働者の同意を得た場合には、次の方法によることができる。

- 一 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行がその行う為替取引に關し負担する債務に係る権利を表章する証書の交付（いわゆる「郵便為替」）
- 二 銀行その他の金融機関に対する預金又は貯金への振込み。

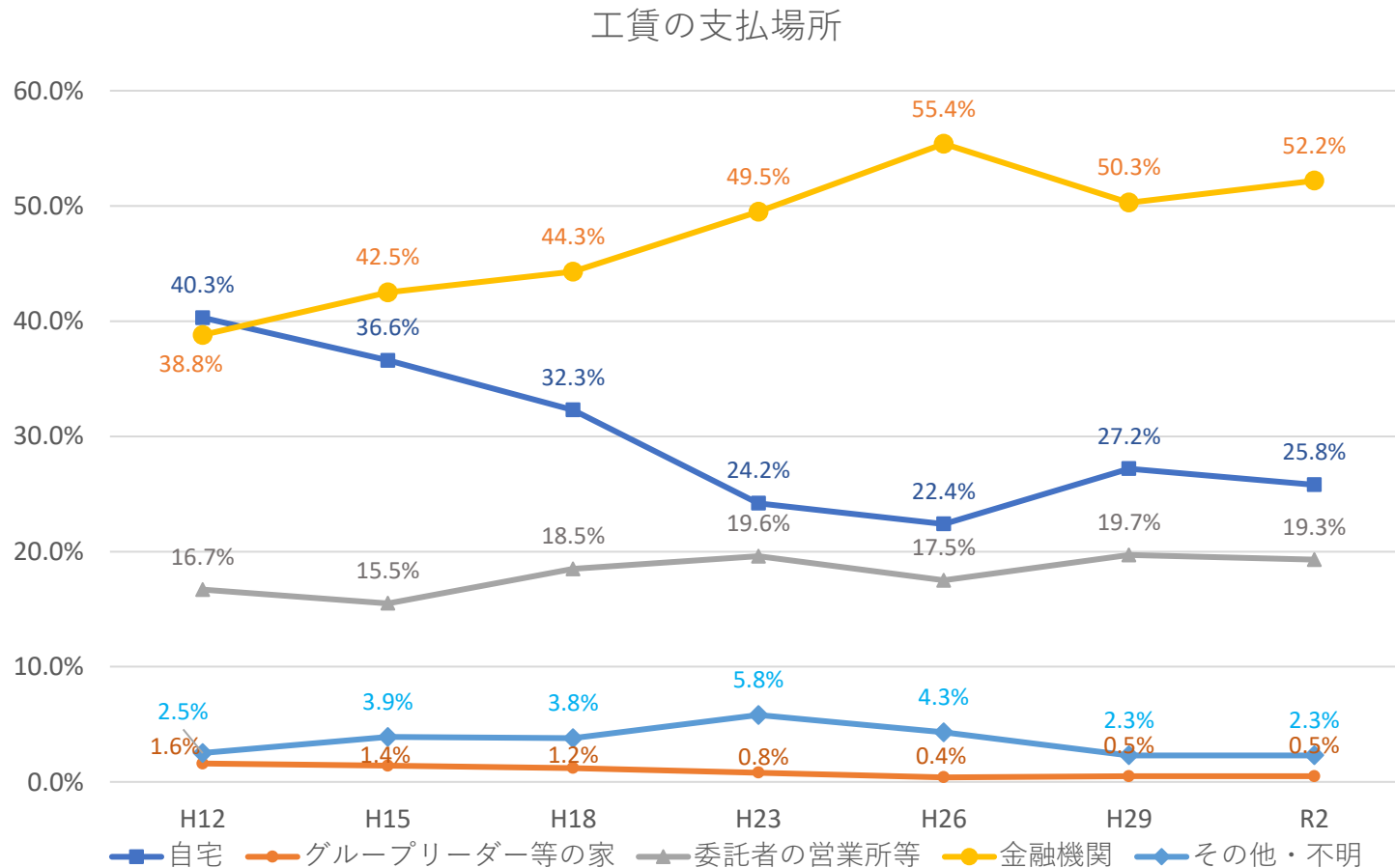
労働基準法制と家内労働法制の比較

「賃金」と「工賃」との比較

	賃金（労働基準法制）	工賃（家内労働法制）
法律 （支払いの原則）	通貨	通貨
	直接	—
	全額	全額
	毎月1回以上	1ヶ月以内
	一定期日	
	—	支払：従事する場所 （努力義務）
省令 （通貨払い原則の例外）	預貯金口座	預貯金口座
	証券総合口座	—
	資金移動業者	—
	—	郵便為替証書
省令 （退職手当における通貨払い原則の例外）	小切手	—
	郵便為替証書	—

家内労働における工賃支払の状況

家内労働等実態調査によると、工賃の支払場所としては「金融機関」が最も多く、次いで「自宅」となっている。



家内労働法制における今後の対応について（案）

家内労働等実態調査において意向調査

令和5年度に実施する「家内労働等実態調査」（3年毎に実施 一般統計）において、家内労働者及び委託者の意向を調査する質問を追加。

質問（案）

※家内労働者調査、委託者調査の双方

Q あなたは、工賃の支払方法として次が可能となった場合、希望しますか。

A: 資金移動業者の口座への支払い

- | | | |
|------------------|-----------------|--------------|
| 1, 希望する | 2, どちらかといえば希望する | 3, どちらともいえない |
| 4, どちらかといえば希望しない | 5, 希望しない | |

B: 金融商品取引業者に対する預かり金（証券総合口座）への払込み

- | | | |
|------------------|-----------------|--------------|
| 1, 希望する | 2, どちらかといえば希望する | 3, どちらともいえない |
| 4, どちらかといえば希望しない | 5, 希望しない | |

注1：「資金移動業者の口座への支払い」とは、いわゆる●●Payなどのスマートフォンアプリ等を用いたデジタル払い

注2：「証券総合口座」とは、株式や債券の購入、配当金の受け取りを行うために証券会社に開設する口座のことで、普通預金や定期預金などをまとめて管理できる銀行の総合口座の証券版

今後の予定（案）

- 令和5年3月 家内労働部会において説明（今回）。
- 令和5年10月頃 家内労働等実態調査実施。
- 令和6年3月 家内労働部会において調査結果の報告。今後の対応について議論。